

「出資額限度法人」の在り方について（論点整理メモ）

1. 「出資額限度法人」制度の検討の必要性

- 医療法人制度の創設以来50余年を経て、その出資持分に含まれる払戻請求権が高齢化した社員や、死亡した社員の相続人により行使されるようになったため、社員の世代交代に際して、医療法人の存続そのものが脅かされる事態。
- こうした問題について、「これから医業経営の在り方に関する検討会」最終報告書においては、「将来の医療法人のあるべき姿である持分がなく公益性の高い特定医療法人又は特別医療法人への円滑な移行を促進するための1つの方策として、出資額限度法人（社員の払戻請求権を出資額にのみ制限した定款を有する社団医療法人）の制度化が必要であるとする意見があった」としているところ。
- 医療法人制度は、非営利性を担保しながら、医療の永続性・継続性を確保することを目的とした制度。したがって、持分の定めのない法人へ移行し、「非営利性」を徹底しつつ、「医療の永続性・継続性」の確保を図る方向に沿って対処することが望ましい。
- このような観点を踏まえると、社団医療法人において、社員の退社時や医療法人の解散時における医療法人の財産に対する払戻請求権又は分配請求権を出資額の範囲に限定することは、
 - ① 投下資本の回収を最低限確保しつつ、法人の内部に留保された剰余金が出資額に応じて社員に払戻（分配）されるという「事実上の配当」とも評価されかねない事態の発生を防止し、医療法人の「非営利性」の徹底に資するものであること
 - ② 社員の退社時や法人の解散時における払戻（分配）される額の上限があらかじめ明らかになることで、医療法人の安定的運営に寄与し、もって「医療の永続性・継続性」の確保に資することから、望ましいものと考えられ、特定医療法人又は特別医療法人への円滑な移行を視野に入れた促進方策ともなり得るもの。

- さらに、「非営利性の徹底」等に留まらず、医療提供主体として積極的に果たしていくことが期待される役割についても、検討する必要。
- 一方、出資額限度法人については、現行の医療法人制度を複雑化させるのではないかなどという指摘もあるところ。

2. 「出資額限度法人」の内容等

(1) 「出資額限度法人」の内容

- 1. の考え方に基づき、「社員の退社時における持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の及ぶ範囲を、払込出資額を限度とすることを定款において明らかにする社団医療法人」のことを、「出資額限度法人」と呼ぶこととする。
- その具体的意味は、社員が出資者であり、持分を有するものとして、整理すれば、それぞれ以下のとおりとする。

① 出資額

金銭出資であっても現物出資であっても、社員（出資者）が出資した時点の価額（出資申込書記載の額の等価）を基準とする。

なお、医療法人の設立後、追加して出資があった場合についても同様とし、出資時点の差異による調整は行われないものとする。

② 出資持分の及ぶ範囲

解散・脱退時における持分を有する者への返還額は、持分を有する者それぞれにつき出資した額を超えるものではないこととする。

物価下落時等により法人の資産価額が減少している場合等において、医療の永続性・継続性の確保を図るという観点から、出資時の価額を上限として、出資割合に応じて持ち分を有する者に返還することとする。

なお、その際、出資額に係る相続税の評価方法について、納税者の便宜を図る観点から、その取扱を明確化することが必要。

(2) その他（医療法人にとっての選択肢の追加と行政の関わり）

- 医療法人自らが、新規設立の際に定款の規定により、また、既設のものについての定款変更により、「出資額限度法人」とすることについては、医療法人の自治に委ねられたものとして、任意。
- 持分のある社団医療法人から持分のない社団医療法人へとの移行の方向が公益にかなうとの考え方沿って制定された医療法施行規則第30条の36の規定に照らせば、
 - ① 社団医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して出資額限度法人に移行できること。また、出資額限度法人は、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行できること。
 - ② 社団である医療法人で持分の定めのないものは、出資額限度法人に移行できないこと。また、出資額限度法人は、社団医療法人で持分の定めのあるもの（脱退及び解散時の持分の及ぶ範囲に制限をつけないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。）に移行できること。とすべきであり、定款の変更認可に係る監督官庁の事務も、これに沿って行われる必要があることから、この旨を法令で位置付けることが必要。

3. 「出資額限度法人」の法令上の位置付け

- 医療法人については、現在、公的な運営を確保するための一定の要件を満たす法人類型として、租税特別措置法に基づき、法人税の軽減税率が適用されている「特定医療法人制度」のほか、医療法に基づき、経営安定化の観点から、その収益を医業経営に充てることを目的とした収益業務を実施できる「特別医療法人制度」がある。これらの法人類型については、移行に伴い、医療法人について法人税、贈与税が、また、社員（出資者）について所得税（みなし譲渡所得課税）が非課税の取扱となっている。
- 一方、出資額限度法人については、現行医療法においては、持分あり医療法人の一形態であるが、移行に伴う課税関係を明確にすべきとの指摘がある。

- 特定医療法人及び特別医療法人については、制度化の経緯、時期を異にし、その効果（享受するメリット）等に応じ、それぞれ公益性の要件も区々となっていることから、出資額限度法人を法令上位置付けるに当たっては、要件・効果の両面で、こうした既存の公的な運営を確保している法人類型と、整合性がとれた仕組みを構築することが課題。
- その上で、どのような税制上の取扱とするか、整合的に整理する必要がある。
なお、この際、特別医療法人や特定医療法人が、財団又は持分のない社団である一方、出資額限度法人が、持分を解消するに至っていないことに留意する必要がある。

(別紙参照)

(別紙)

出資額限度法人への移行に当たっての税制上の論点

1. 既設法人の移行時

法人の財産のうち、出資額を超える部分（社員（出資者）の脱退や法人の解散の際、社員（出資者）に出資額に応じて配分されることが無くなる部分）についての取扱い

(1) 医療法人側の課税関係

上記部分について、法人が社員（出資者）から贈与を受けたものとして、法人税又は贈与税が課税されるか。

(2) 社員（出資者）側の課税関係

（上記部分について、対価を得ているか否かを問わず、）所得税（みなし譲渡所得課税）（又は法人税）が課税されるか。

2. 社員（出資者）の出資の払戻請求権の相続時の評価

出資額について（出資額を限度として）、所定方式で評価の上、相続税が課税されるか。